

平成 25 年 4 月 1 日

税理士 松丸会計事務所

* 経営者、資産家のための税務・会計・経営・金融ミニ情報！

TEL 04-7141-5039

教育資金の非課税贈与（1500 万円）制度 平成 25 年 4 月 1 日～27 年 12 月末

祖父母から孫への教育資金の一括贈与が 1500 万円まで非課税になる制度が、今年 4 月 1 日から導入されました。

教育資金で苦しんでいる父母達の朗報となりそうです。また、相続税対策としても大いに活用できると注目を浴びています。

【1】制度の概要

受贈者（30 歳未満の者に限る）が、直系尊属（祖父母・父母）から教育資金の贈与を受けた場合で、一定の条件をみたすものについては 1500 万円（学校等以外の者に支払われる金銭については 500 万円）まで贈与税を非課税とする制度です。

【2】特例の適用条件**① 贈与者・受贈者**

贈与者・・・直系尊属

受贈者・・・30 歳未満の者

②金融機関への信託等

信託会社・銀行・金融商品取引業者に贈与を受けた教育資金を全額信託する
必要があります

※教育資金とは

文部科学大臣が定める次の金銭

(イ) 学校等に支払われる入学金その他の金銭

(ロ) 学校以外の者に支払われる金銭のうち一定のもの

③申告手続き

特例を受けるためには、「教育資金非課税申告書」（仮称）を、金融機関を経由して所轄税務署長に提出しなければなりません。

④払い出し確認

受贈者は、教育資金の支払いに充当されたことを証明する書類を金融機関に提出しなければなりません。

【3】終了時の取り扱い

①受贈者が 30 歳に達した場合・・・教育資金に充当されなかった残額については
贈与税が課税されます。

②受贈者が死亡した場合・・・教育資金に充当されなかった残額については
贈与税が課税されません。

(注) 相続開始前 3 年以内の贈与の相続税加算の適用はありません。